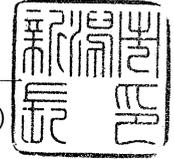




新環対第1161号
令和8年3月11日

新潟市長 中原 八一 様
(土木部道路計画課)

新潟市長 中原 八一
(環境部環境対策課)



一般国道403号道路拡幅整備に係る環境影響評価方法書に対する
意見について (通知)

令和7年11月5日付けで送付のあった標記方法書について、新潟市環境影響評価条例第12条第1項の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

(1) 当該事業は、詳細設計及び工事計画等の事業計画の詳細が未確定であることから、予測の不確実性を踏まえた上で適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書に記載すること。

特に橋梁工事については複数の施工方法が想定されていることから、それぞれについて影響要因及び影響範囲を対象に環境影響評価項目及び地域を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 環境影響評価の実施において、環境影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別事項

(1) 騒音及び振動について

事業実施区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、地点の選定理由並びに調査、予測及び評価に用いた基礎資料を環境影響評価準備書に記載すること。

(2) 水質について

当該事業によって河川の水の濁り等、水質へ影響を及ぼす可能性があることから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 生態系について

事業実施区域沿線には河川及び水田が存在し、多様な動植物が生息・生育している可能性がある。当該事業によって生態系へ影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見及び事例等の収集を行うとともに、適切に調査地点及び予測地域並びに調査回数を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。

調査地点の選定については、影響の広がりを考慮した上で行うこと。調査の結果、地域を特徴づける生態系が存在した場合は、必要な環境保全措置を環境影響評価準備書に具体的に記載すること。

(4) 文化財について

事業実施区域及びその周辺には多くの指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他事項

(1) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。

(2) 環境影響評価図書については、工事着手時期が未定となっていること及び工事期間が長期間に渡ることから、地域住民等との円滑な情報交流を図るため、縦覧期間が終了した後もホームページ等で公開に努めること。